

一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下、本学会）は、歯科麻酔に関する学理およびその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互および内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、歯科麻酔学の進歩普及を図るとともにわが国の学術の発展に寄与し、国際的にも本学会の存在や影響力を高め、もって国民の健康福祉の向上に貢献することを目的とする。

歯科麻酔科医は、法によって課せられた責務を果たすのみならず、優れた人間また歯科医師として、その良心に従い、できる限りの努力を怠らず、患者に常によりよい医療を提供する職責を負う。この歯科麻酔科医倫理綱領は、その職責を果たすために、歯科麻酔科医がとるべき基本的な倫理規範となるものであり、本学会の会員は以下の倫理綱領を遵守することが求められる。

（患者の利益の尊重）

1. 本学会会員は、全身管理を受ける患者に対して治療内容について十分に説明するとともに、患者の自己決定権を尊重し、患者の利益を最優先しながら最良の全身管理を安全かつ公平に行う。正確な医療情報の提供による患者自身の意思決定を尊重し、麻酔中はもとより意思表示の難しい患者にも十分な配慮を行い、患者の利益を最優先する。患者に不利益となる事態が発生した場合やその可能性が見込まれるときは、回復に最善を尽くし患者と家族に十分に説明するとともに、会員相互と情報を共有し原因の解明と再発防止に努める。

（チーム医療の重視）

2. 本学会会員は、チーム医療のリーダーとしての役割を自覚し、歯科麻酔関連領域に携わる歯科医師及び他の医療従事者と協調、協力し、患者中心の医療を実践する。

（歯科麻酔医の診療姿勢）

3. 歯科麻酔科医は、手術や検査を受ける患者の麻酔と全身管理を中心医療とし、痛みの治療など幅広い領域において、すべての患者の生命と尊厳を守るとともに本学会で定めた指針を遵守し、患者に安全で快適な医療を提供する。

（生涯学習）

4. 本学会会員は、歯科麻酔認定医および専門医制度の資格を取得した後も、専門及び関連領域における最新の知識と技術の習得に努め、医療の場で広く必要とされている歯科麻酔科学の指導や教育に協力し、社会に対する歯科麻酔科学の啓発と普及に努める。

（情報公開）

5. 本学会会員の携わる研究、臨床、教育ならびに学会活動に関する情報を国民に積極的に公開し、もって国民の歯科麻酔学や歯科治療に対する理解を深め、本学会に対する国民の信頼と尊敬が得られるよう努める。

（国際貢献）

6. 本学会会員は、世界の医療の現況を鑑み、世界の医療の現状にも幅広い関心を持ち、国際社会の同僚と協調し、医療福祉が十分に提供されていない人々や国々に対して歯科麻酔科領域の診療や歯科麻酔科学の発展を援助し、その向上に貢献する。

（環境整備）

7. 本学会会員は、患者の生命維持に直接かかわる職務であることを自覚し、精神的にも身体的にも最良な状態で診療にあたるとともに、周辺の医療環境を整備し、麻酔薬や医療機器の厳格な管理と適正な使用に努める。

（研究活動）

8. 本学会会員は、調査・研究の実施、研究費の使用、および研究成果の発表にあたっては、本学会定款、規程、規則および細則を遵守する。調査・研究データや論文のねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはならない。責任ある研究の実施と不正行為の防止のために、自らの研究を健全に行うに足る環境を整える必要がある。また学術研究に当たっては、生命科学の進歩がもたらす問題に十分留意し、科学的原則に則り、ヘルシンキ宣言の基本原則や動物実験の指針に従い、人類愛と動物愛護の精神に基づいてこれを推進する。

（守秘義務）

9. 本学会会員は、研究あるいは臨床を通して患者や被験者から知りえた個人情報については、これを厳重に管理し、患者や被験者のプライバシーや人格、人権を侵害することのないよう、最大限の配慮がなされなければならない。

（差別の排除）

10. 本学会会員は、研究、臨床、教育、ならびに学会活動において、性別、年齢、社会的地位、経済的状況、身体的・精神的状況、思想、宗教、人種などによって個人を差別せず、公平に対応しなければならない。

（利益相反）

11. 本学会会員は、自らの研究、臨床、教育、ならびに学会活動の遂行に際して、直接間接を問わずそれらの遂行に影響を与えることを意図した不当な利益供与を受けてはならない。